



指定権者／ 所在都道府県	指定確認検査機関・特定行政庁名	確認件数	確認件数から 法定通知(※ 2)を行ったも のを除いた件 数	確認申請受付～ 確認済証交付 (法定通知を発生した物件を除く)			法定通知を 行った件数	法定通知を行った場合は、その理由(※3)				(参考) 事前相談受付(※4)～ 確認済証交付 (法定通知を発生した物件を含む)		
				平均審査日数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数		a	b	c	その他	平均審査日数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数
新潟県	平塚市	1					1	1				64.0	31.0	33.0
	財団法人 神奈川県建築安全協会	1	1	28.0	0.0	28.0						56.0	27.0	29.0
	新潟県	1	1	39.0	22.0	17.0						39.0	22.0	17.0
	新潟市	2	2	36.5	21.5	15.0						36.5	21.5	15.0
富山県	株式会社 新潟建築確認検査機構	9	9	40.0	0.0	40.0						40.0	0.0	40.0
	富山市	2	2	55.0	24.5	30.5						55.0	24.5	30.5
石川県	高岡市	1					1	1				52.0	32.0	20.0
	石川県	2					2	2				59.0	20.0	39.0
	金沢市	1							1			88.0	35.0	53.0
	小松市	5					5	5				44.2	27.4	16.8
福井県	福井県	5	3	59.3	30.3	29.0	2	2				58.0	31.4	26.6
	福井市	1					1	1				51.0	36.0	15.0
山梨県	山梨県	1					1	1				76.0	41.0	35.0
	公益社団法人 山梨県建設技術センター	1	1	24.0	18.0	6.0						56.0	42.0	14.0
長野県	長野県	7					7	7				30.7	19.4	11.3
	長野市	2					2	2				59.5	45.0	14.5
静岡県	静岡県	2					2	1		1		45.0	23.5	21.5
	愛知県	3	3	11.7	0.0	11.7						25.0	3.7	21.3
愛知県	豊橋市	1	1	31.0	0.0	31.0						31.0	0.0	31.0
	株式会社 愛知建築センター	2	2	33.0	18.5	14.5						33.0	18.5	14.5
	三重県	1					1	1				69.0	20.0	49.0
三重県	四日市市	1					1	1				58.0	27.0	31.0
	株式会社 トータル建築確認評価センター	3	3	18.0	7.7	10.3						18.0	7.7	10.3
滋賀県	一般財団法人 滋賀県建築住宅センター	3	3	16.7	3.0	13.7						80.0	38.0	42.0
	特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所	1	1	33.0	20.0	13.0						48.0	30.0	18.0
京都府	株式会社 京都確認検査機構	9	8	26.5	2.6	23.9	1		1			55.4	21.7	33.8
	大坂府	10	10	22.9	0.0	22.9						22.9	0.0	22.9
大阪府	大坂市	3					3			3		94.3	81.3	13.0
	豊中市	2	2	20.0	0.0	20.0						304.0	174.0	130.0
	一般財団法人 大坂建築防災センター	21	21	9.0	0.0	9.0						48.0	33.7	14.4
	兵庫県	1					1	1				78.0	43.0	35.0
兵庫県	神戸市	1	1	10.0	7.0	3.0						73.0	56.0	17.0
	姫路市	1					1	1				179.0	100.0	79.0
	加古川市	1	1	18.0	0.0	18.0						88.0	37.0	51.0
	川西市	1	1	11.0	8.0	3.0						82.0	41.0	41.0
	株式会社 兵庫確認検査機構	17	17	33.9	28.2	5.6						49.4	39.9	9.5
	奈良県	1	1	14.0	0.0	14.0						74.0	25.0	49.0
鳥取県	財団法人 なら建築住宅センター	6	6	11.7	0.0	11.7						89.8	60.8	29.0
	鳥取県	2					2	2				47.0	29.0	18.0
岡山県	鳥取市	3	3	81.7	51.7	30.0						81.7	51.7	30.0
	松江市	2	2	27.0	0.0	27.0						27.0	0.0	27.0
	岡山市	1					1	1				38.0	38.0	0.0
	岡山市	1					1	1				187.0	150.0	37.0
広島県	総社市	1					1	1				67.0	45.0	22.0
	岡山県建築住宅センター株式会社	3	3	15.3	0.0	15.3						38.3	14.3	24.0
	広島県	1					1	1				42.0	10.0	32.0
	広島市	2					2		2			42.0	7.0	35.0
山口県	福山市	1					1	1				134.0	107.0	27.0
	株式会社 広島建築住宅センター	1	1	13.0	1.0	12.0						49.0	22.0	27.0
	山口県	1					1		1			147.0	114.0	33.0
	下関市	1					1	1				131.0	80.0	51.0
徳島県	宇都宮市	2					2	2				87.5	69.5	18.0
	山口市	1					1	1				66.0	35.0	31.0
	周南市	6					6	6				63.7	30.8	32.8
	徳島市	1	1	3.0	0.0	3.0						52.0	29.0	23.0
香川県	高松市	1	1	22.0	0.0	22.0						79.0	30.0	49.0
	愛媛県	1	1	58.0	17.0	41.0						58.0	17.0	41.0
愛媛県	西条市	2	2	32.5	28.0	4.5						74.5	59.5	15.0
	株式会社 愛媛建築住宅センター	4	4	5.3	4.3	1.0						48.0	33.0	15.0
高知県	高知県	2					2	2				60.0	31.0	29.0
	福岡県	2	1	10.0	0.0	10.0				1		104.0	42.0	62.0
	北九州市	2					2	2				47.0	31.5	15.5
	福岡市	6	6	38.2	38.2	0.0						166.0	111.3	54.7
佐賀県	大牟田市	1	1	25.0	19.0	6.0						25.0	19.0	6.0
	佐賀県	3					3	3				54.3	39.7	14.7
長崎県	長崎市	1					1	1				75.0	42.0	33.0
	佐世保市	1					1		1			126.0	94.0	32.0
熊本県	株式会社 熊本建築確認検査機構	1	1	44.0	14.0	30.0						44.0	14.0	30.0
	株式会社 ACS熊本	1	1	58.0	37.0	21.0						58.0	37.0	21.0
	一般財団法人 熊本建築審査センター	3	2	28.5	16.0	12.5	1			1		57.3	37.7	19.7
大分県	大分県	2	1	33.0	13.0	20.0	1	1				40.0	13.0	27.0
	大分市	1	1	33.0	23.0	10.0						33.0	23.0	10.0
宮崎県	財団法人 大分県建築住宅センター	2					2		1	1		52.5	47.0	5.5
	宮崎県	4					4	4				63.8	40.3	23.5
鹿児島県	鹿児島県	1	1	30.0	18.0	12.0						30.0	18.0	12.0
	鹿児島市	5	1	32.0	8.0	24.0	4	4				54.4	26.6	27.8
沖縄県	株式会社 鹿児島建築確認検査機構	4	4	21.0	14.5	6.5						31.0	19.8	11.3
	沖縄建築確認検査センター株式会社	29	28	57.7	31.1	26.6	1			1		61.1	33.1	28.0
<b>指定確認検査機関 特定行政庁</b>		<b>1189</b>	<b>1147</b>	<b>23.9</b>	<b>12.9</b>	<b>11.0</b>	<b>22</b>	<b>4</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>55.4</b>	<b>34.8</b>	<b>20.6</b>
<b>総計</b>		<b>1375</b>	<b>1221</b>	<b>24.6</b>	<b>13.1</b>	<b>11.5</b>	<b>154</b>	<b>113</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>75.4</b>	<b>42.4</b>	<b>33.1</b>

※1：平成22年6月1日以降に確認申請受付を行い、平成30年9月中に確認済証を交付した物件が対象  
(当該集計は、事前相談に長期間を要している等、集計結果に影響を及ぼすような異常値が報告されている物件を対象外としている。)

※2：法定通知とは「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」のことをいう。

※3：法定通知を行った理由の分類は以下の通り  
a) 法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないため  
b) 補正等の書面の交付の内容について、定められた期限までに申請者等が補正等の提出を行わないため  
c) 補正等の書面の交付の内容について、申請者等が補正等の提出を行ったが、その内容が不十分であるため

※4：事前相談期間には、申請者から連絡のあった当初ではなく、縦申申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前預かりなど)段階から算入している。

※5：平均審査日数は審査側(通判審査を含む)の審査期間と申請者側の作業期間を合わせたものをいう。  
なお、申請者側の作業日数と審査者側の審査日数の内訳に係る具体的な判断は、各機関・行政庁において行っている。